

# 暮らしの情報

特に記載がない場合  
参加無料、申込不要、受付時間は各施設の執務時間内(市役所は土日祝を除く8時30分～17時15分)。  
※市役所所在地は各ページ欄外に記載しています。

## お知らせ

### 不法滞在をなくそう

「不法滞在・不法就労しているのでは」と思ったら、どんな情報でも警察署までご連絡ください。▼**問合せ** 東警察署 ☎ 475・0110、西警察署 ☎ 424・0110、北警察署 ☎ 453・0110

### 固定資産の家屋調査

令和2年度課税対象家屋の調査に職員が訪問しますので、ご協力をお願いします。新築の場合や耐震・バリアフリー・省エネの改修工事を行った場合、固定資産税の減額対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。また、家屋を取り壊したときは、必ずご連絡ください。▼**問合せ** 資産税課 ☎ 435・1210

## 広報番組のお知らせ

**TV** テレビ和歌山5ch  
**わがまち和歌山**  
第1・3木曜18時50分～(5分)  
【再】第2・4木曜18時50分～(5分)  
**RADIO** 和歌山放送  
AM1431kHz / FM94.2MHz  
**ゲンキ和歌山市** (5分)  
月曜～金曜 7時25分～

## 税金・保険料の納期限

### 7月1日(月)

**市県民税(全期・第1期)**  
問 納税課 ☎ 435-1038  
**国民健康保険料(第1期)**  
問 国保年金課 ☎ 435-1214  
**介護保険料(第1期)**  
問 介護保険課 ☎ 435-1334

## 自動交付機の利用時間変更

イズミヤ紀伊川辺店(川辺220)東側入口に設置している自動交付機の利用時間が7月1日から変更となります。

曜日	変更前	変更後
月～金	10時～19時	10時～19時
土日祝	9時～17時	9時30分～17時

問 市民課 ☎ 435-1310

## マイナンバーカード出張窓口 申請所開設日

無料で写真撮影を行い、申請書の作成をサポートします。通知カードをご持参いただくなくても申請ができます。※天候により中止する場合あり

開設日	場所
6月7日(金)	スーパーエバグリーン宮前店
6月9日(日)	フォルテワジマ
6月11日(火)	スーパーセンターオークワ セントラルシティ和歌山店
6月18日(火)	イズミヤ和歌山店

※いずれも10時～16時

問 市民課 ☎ 435-1027



## 調査へご協力ください

### ●経済センサス・基礎調査

全国すべての事業所が対象の調査です。端末を携帯した調査員が外観等から事業所の活動状態等を確認し、一部の事業所には調査票を配布します。

### ●国勢調査第3次試験調査

令和2年10月1日実施予定の国勢調査の調査方法等の最終的な検討を行うための調査です。調査員が市内の一部対象地域の世帯を訪問し調査票等を配布します。▼**問合せ** 企画課 ☎ 435・1325

## 第8回世帯動態調査

調査員証を携帯した調査員が宮地区の一部世帯を訪問し、調査票の配布・回収を行います。

▼**調査日** 7月1日(月)

▼**問合せ** 総務企画課 ☎ 485・5107

## 夜間漏水調査

交通量が多い地域については騒音が少ない深夜に探知機で路上調査をし、漏水の疑いがあれば後日確認作業を行います。調査員は企業局発行の調査員証明書を携帯しています。

▼**問合せ** 維持管理課 ☎ 435・1131(平日)、☎ 435・1313(夜間・休日)

## 飲料水検査項目の追加

井戸水、簡易専用水道水等の飲料水検査項目に亜硝酸態窒素(単独)を追加しました。料金は変わらず採水量も今までと同じで検査を受けることができます。

▼**受付** 毎週月曜・火曜・水曜(祝日除く) 8時30分～12時

▼**問合せ** 衛生研究所 ☎ 453・0055 ※詳細は市HP

(ID:i001593)

## 危険物安全管理強化月間

和歌山市では6月を危険物安全管理強化月間、全国では6月2日(日)～8日(土)を危険物安全週間と定めています。

危険物施設及び少量危険物の保有事業所の方は、自主保安体制の確立と施設の適切な維持管理に努めましょう。

▼**問合せ** 予防課 ☎ 427・0119

## 企業立地促進奨励金

平成31年3月にスターティア株式会社・株式会社未来を和歌山市企業立地促進奨励金の交付対象企業に指定しました。平成30年度の指定企業は9社となりました。今後も、産業振興の重要施策として、企業誘致や市内企業の拡充の支援に取り組みます。

▼**問合せ** 産業政策課 ☎ 435・1040

## 定期購入にご注意!

ホームページに健康食品が「初回限定」「お試し」などと書かれていた。試してみようというだけ注文したつもりが、それ以降2回目の商品と請求書が届き定期購入の契約になってしまった。という相談が寄せられています。画面上に定期購入であることの表示がされていても見落としがちなことがあったり、低価格で購入できる条件として定期購入が条件となっていて中途解約ができなかったり、電話がつかなくなったりする場合があります。

商品注文する前に、定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品可能かなど契約内容をしっかり確認しましょう。

▼**問合せ** 消費生活センター ☎ 435・1188